

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年6月9日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

令和2年4月15日時点で必要最低生活費は、収入を上回ってはいない。所得証明書は、前年の所得を証明するものであり、福祉事務所の書いてある令和2年1月からの所得は、発行することが出来ない。何よりも、福祉事務所は、請求人に収入があることを主張しているが、収入がないことは、証明出来ていない。

年金が〇〇銀行に振込まれた件について、請求人はこれを受け取っていない。したがって、福祉事務所の事実認定には誤りがある。福祉事務所の書面による文書によれば、令和2年4月15日

に振り込まれたとあるが、それは書面上、手続き上のものである。請求人は、4月14日に預金口座を解約しており、受け取ることは出来ない。解約が成立するまでに時間差（5日程）を要するため、振り込まれたことになってしまっている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月16日	諮問
令和3年 9月17日	請求人から主張書面を收受
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）
令和4年 1月21日	審議（第63回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基と

し、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

## (2) 保護の停止又は廃止について

法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12（答）1・(2)によれば、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間そ

の世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」が挙げられている。

(3) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知及び課長通知はいずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

処分庁は、〇〇年金事務所から入手した「受給権者支払記録回答票」により、令和2年4月15日に、請求人の預金口座へ年金684,233円が振り込まれる予定であることを承知していたことから、入金の確認のため、法29条の規定に基づき、〇〇銀行に対し、請求人の取引状況の調査を行い、同日に684,233円が振り込まれていることを確認したことが認められる。

そこで、処分庁は、この年金収入を収入認定した上で、同年4月分の要否判定を行ったところ、収入認定額（684,233円）が同月の請求人の最低生活費（105,410円）を明らかに上回ること、また、請求人には同年4月以降、月額114,270円（年金額は1,371,250円）の年金収入が見込まれることから、請求人の保護を停止することを決定し（本件処分）、その旨を請求人宛てに通知したことが認められる。

以上のことから、本件処分は、上記1の法令等の規定に則り、適正になされた処分であると認められ、違算等も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり、令和2年4月14日に預金口座を解約しており、年金を受け取ることができない旨主張する。

しかし、〇〇銀行に対して行った請求人の取引状況の調査によると、同月15日に年金が入金された後、同月20日以降に預金口座が解約されていることが認められることから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来